熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 知事は、私立学校教育の振興を図るため、日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において「学校法人等」とは、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号) 第 3 条に規定する学校法人、同法第 64 条第 4 項に規定する法人又は私立学校教職員 共済法(昭和 28 年法律第 245 号)附則第 10 項の規定により学校法人とみなされる ものをいう。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 金 額	
私学事業団の長期	高等学校、中学校及び幼稚園においては、私学事業団が月	
給付事業に要する	額標準給与の 1000 分の 5 に相当する額を学校法人等及び加	
経費のうち、県内	入者の掛金から減額した場合の当該減額分に相当する額	
にある高等学校、中	専修学校及び各種学校においては、私学事業団が月額標準	
学校、幼稚園、専修	給与の 1000 分の 7 に相当する額を学校法人等及び加入者の	
学校及び各種学校	掛金から減額した場合の当該減額分に相当する額	
の教職員に係る経	(ただし、千円未満は切り捨て)	
費		

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(交付決定の通知)

第 5 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書 (別記第 2 号様式) により行うものとする。 (補助事業の内容等の変更)

- 第6条 私学事業団は、第3条の補助金の交付対象となる事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、補助金の2割以内の減額の変更の場合は、この限りでない。
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更決定通知は、変更交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の 通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

- 第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。
- 2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の額の確定)

第 9 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書 (別記第6号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第 11 条 規則第 23 条の別に定める期間は、5 年とする。

(雑 則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成22年10月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成27年1月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

熊本県知事様

申請者 住所

氏名 印

平成 年度熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金交付申請書 平成 年度において、下記のとおり長期給付事業を実施したいので、平成 年度 熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金金 円を交付されるよう熊本県 補助金等交付規則第3条及び熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金交付要項第4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 事業の経費の使用方法
- 3 事業の着手及び完了の予定期日
- 4 補助金の算出基礎

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他参考となる資料

様

熊本県知事

平成 年度熊本県日本私立学校振興・共済事業団補助金交付決定通知書 平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度 熊本県日本私立学校振興・共済事業団補助金については、熊本県補助金等交付規則第 4 条の規定により下記の条件をつけて、金 円を交付することに決定しました ので、同規則第 6 条の規定により通知します。

記

補助の条件

1 0 0 0

熊本県知事様

申請者 住所

氏名 印

平成 年度熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金変更申請書 平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった平 成 年度長期給付事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第 7 条及び熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金交付要項第 6 条の規定により関係書 類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 その他参考となる資料

(申請者の氏名) 様

熊本県知事

平成 年度熊本県日本私立学校振興・共済事業団補助金変更交付決定通知書 平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度長期 給付事業の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、 下記の条件を付けて、熊本県日本私立学校振興・共済事業団補助金金 円 (前回までの交付決定額金 円)に変更することに決定しましたので、同条 第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 0 0 0
- 2 0 0 0

第 号

平成 年 月 日

熊本県知事様

補助事業者 住所

氏名 印

平成 年度熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金実績報告書 平成 年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき平成 年度 長期給付事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第 13 条及び熊本県日本私立学 校振興・共済事業団補助金交付要項第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を 報告します。

添付書類

- 1 事業実績報告書
- 2 その他参考となる資料

(補助事業者の氏名) 様

熊本県知事

平成 年度熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金交付確定通知書 平成 年 月 日付け 第 号で交付決定しました平成 年度 熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金については、熊本県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

2 交付決定額 金 円

平成 年度熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった平成 年 度熊本県日本私立学校振興·共済事業団補助金として、下記の金額を交付されるよう熊 本県補助金等交付規則第 16 条の規定により請求します。

記

請求額 金

円

口座振替払	銀行	支店
直接払		
送金払		

平成 年 月 日

補助事業者 住所

氏名

印

熊本県知事様